

# 八丈町地域再生可能エネルギー基本条例 逐条解説

## ●目次

前文

第1条 目的

第2条 定義

第3条 基本理念

第4条 役割

第5条 八丈町地域再生可能エネルギー導入審査会

第6条 連携の推進等

第7条 その他

附則

(前文)

八丈町は、恵まれた自然環境のもと、先人の英知と努力によって、地域の特色を生かした活力にあふれた町として、また歴史と文化のある町として発展してきました。

しかしながら、人口減少と少子高齢化問題に直面し、気候変動も迫り来る現在、私たち町民は、誰もが安心して暮らすことのできる町として、また将来を担う子どもたちが夢と希望を持ち健やかに成長できる町として一層発展させ、次の世代に繋げていかなければなりません。

この安心で活力にあふれた地域社会を実現するためには、時代の変化や社会情勢に的確に対応し新たな地域産業を構築していく必要があります。また、地域住民が自らの意思と判断によって、地域の特色を生かした「まちづくり」を協力して進めることが求められています。

地球規模で持続可能な発展に向けたエネルギー転換が進む中、東日本大震災をきっかけに、我が国においてもエネルギーのあり方は大きな転換期を迎えました。とりわけ、再生可能エネルギーはその積極的活用が期待されています。

八丈島には、再生可能エネルギー資源が豊富に存在しています。これまでもさまざまな形で活用されてきましたが、その活用にはまだまだ多くの可能性が残されている一方いまだに島外からのエネルギーに大きく依存している状況もあります。また、地域に存在する再生可能エネルギー資源が、地域固有の資源であり、島民の財産でもあることを自覚し、地域産業振興による地域活性化に役立てることが重要です。よって、町は地域再生可能エネルギーの大幅な利活用の推進によって、地域経済を活性化させ、地球環境負荷の低減やエネルギーの自立に取り組んでいくものとします。

地域社会の発展には、町、町民及び事業者が持つそれぞれの役割が欠かせません。私たち町民は、自身が持つそれぞれの役割を認識しながら、主体となり、また協働して「地域再生可能エネルギーを活かしたまちづくり」を進めていくことが求められています。

以上を基軸とし、基本構想に掲げる「クリーンアイランド」、そして後世に誇れる魅力ある豊かな地域社会の実現を目指すため、ここに八丈町地域再生可能エネルギー基本条例を制定します。

## 解説

- 前文は、この条例を制定するにあたっての基本的な認識や決意等を明らかにし、この条例全般にわたる解釈・運用のよりどころとなるものです。
- これまで、八丈町は自然や文化、歴史などの特色に溢れた町として発展してきました。しかし、時代や社会情勢等が目まぐるしく変化する現代においては、地域住民自身が、地域の特色を活かした「ま

ちづくり」を互いに協力しながら考え・判断していくことが一層求められています。

- 八丈町の発展には、町・町民・事業者の役割が欠かせません。八丈町が今後も豊かで活力に満ちた地域社会であるために、それぞれの役割や考え方を条例として定めたものが、「八丈町地域再生可能エネルギー基本条例」です。
- 八丈町は、基本構想に掲げる「クリーンアイランドを目指す町」という指標のもと、以前より再生可能エネルギーの活用に取り組んできました。しかしながら、島内のエネルギーは、まだまだ島外からのエネルギーに大きく依存しています。再生可能エネルギーの活用を進めることにより、エネルギーの地産地消、エネルギーの自立に取り組んでいきます。
- また、地域に存在する再生可能エネルギーは、地域と地域住民のためのものという考え方のもと、地域産業振興による地域経済活性化に取り組んでいきます。

#### <参考：基本構想>

基本構想とは、八丈町が示す町づくりの指針となるものです。

「クリーンアイランドを目指す町」「海洋を生かす町」「住民が主役の町」「歴史と文化を生かす町」という4つの基本的指標から構成されており、町の施策の根底となるものです。

#### (目的)

第1条 この条例は、八丈町に存在する再生可能エネルギー（以下「地域再生可能エネルギー」という。）の活用について、町、町民及び事業者（町民及び町民外による）の役割を明らかにし、地域経済活性化の推進及び地域が主体となる地域社会の持続的発展に寄与することを目的とする。

#### 解説

- 目的規定は、前文に掲げた理念にそって、この条例は何を定めているかをより具体的に示したものです。
- 上記の理念にのっとり、この条例では、再生可能エネルギーの活用における町・町民・事業者（町民の方、町民でない方の両方）の役割を明らかにすることにより、『地域経済活性化の推進』と『地域が主体となった地域社会の持続的発展』に役立てることを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において「再生可能エネルギー」とは、地熱、風力、太陽光、太陽熱、水力、波力、潮流及びバイオマス等、自然の営みから得られるエネルギー源であり、かつ永続的に利用できるものと認められるものとする。

解説

- この条例における、「再生可能エネルギー」の定義を定めており、地域の資源として存在する再生可能エネルギーの利用形態をいいます。
- 再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

(基本理念)

第3条 地域再生可能エネルギーの活用に関する基本理念は次のとおりとする。

- (1) 地域再生可能エネルギーの活用にあたっては、地域固有の資源であることを念頭に、地域経済及び持続性に配慮するものとする。
- (2) 地域再生可能エネルギーの活用にあたっては、地域に根ざした主体の形成に努め、地域の受益を実現するものとする。
- (3) 地域再生可能エネルギーの活用にあたっては、地域の自然環境の持続性に配慮するものとする。
- (4) 地域再生可能エネルギーの活用にあたっては、地域内での公平性及び他者への影響に配慮し、十分な合意形成のもとに行うものとする。
- (5) 町、町民及び事業者は、地域再生可能エネルギーの地域における価値を自覚し、地域社会の発展に向け、相互に協力してその活用に努めるものとする。

解説

- (1) 八丈町に存在する再生可能エネルギーは、地域固有の資源です。そのため、その活用にあたっては、地域の経済とその持続性に配慮することを定めています。
- (2) 八丈町に存在する再生可能エネルギーを活用する際には、地域がその恩恵を受けられるようにするため、地域が関わることのできる主体づくりを努めるよう定めています。
- (3) 八丈町に存在する再生可能エネルギーを活用する際には、地域の自然環境に配慮し、環境を持続させるよう定めています。
- (4) 八丈町に存在する再生可能エネルギーを活用する際には、地域が

恩恵を受けられるようにする一方で、公平性や他者に与える影響に配慮し、地域での合意のもとに行うことを定めています。

- (5) 町・町民・事業者は、八丈町に存在する再生可能エネルギーが地域にとって高い価値を持つことを自覚する必要があります。わたしたちは、地域社会の発展のため、互いに協力して、八丈町に存在する再生可能エネルギーの活用に努めていくことを定めています。

(役割)

第4条 町、町民及び事業者は、それぞれ次の各号の役割を担うものとする。

- (1) 町は、地域再生可能エネルギーの活用について、前条の理念に沿って積極的に推進し、人材育成及び町民や事業者の理解を深めるための学習並びに普及啓発支援等、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 町は、本条例の施行に必要な計画・運用規程等を整備するものとする。
- (3) 町民は、第3条の理念に沿って、地域再生可能エネルギーの知識習得に努めるものとする。
- (4) 事業者は、地域再生可能エネルギーの活用について、第3条の理念に沿った事業の推進に努めるものとする。

解説

- (1) 町は、基本理念を実現するため、積極的に人材や組織等を育成し、地域が主体となる再生可能エネルギーを活用する取り組みを支援していきます。また町は、再生可能エネルギー活用の必要性について、研修や講座の開催等必要な措置を講じ、町民及び事業者の理解を深めるものと定めています。
- (2) 町は、本条例の理念を実現するための必要な計画や運用規程（いわゆるガイドライン）を整備することを定めています。
- (3) 町民は、再生可能エネルギーについての知識の習得や、その活用に努めるものと定めています。
- (4) 事業者は、地域に存在する再生可能エネルギーの活用にあたり、地域の資源であることを認識し、基本理念に沿って地域の発展に資するよう効率良くエネルギーを生産し、また無駄なく活用に努めるものとするものと定めています。

(八丈町地域再生可能エネルギー導入審査会)

第5条 本条例の趣旨に則した再生可能エネルギーの活用のために必要な審査を実施するため、八丈町地域再生可能エネルギー導入審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

2 審査会の運営に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

#### 解説

- この条例の理念に沿った再生可能エネルギーの活用が行われるよう、諮問機関としての審査会を設置することを定めています。また、審査会については別に必要な事項(運営要綱など)を定めま

(連携の推進等)

第6条 町、町民及び事業者は、地域再生可能エネルギーの活用について、国、都及び関連する組織や団体と連携を図るとともに、相互の協力が増進されるよう努めるものとする。

#### 解説

- 町・町民・事業者は、再生可能エネルギーの活用について、他の組織・団体と連携を取るとともに、町内においても互いに協力していくよう努めることを定めています。

(その他)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。

#### 解説

- この条例の施行に関し、必要事項があれば別に定めるものとします。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

#### 解説

- この条例の施行期日を定めるもので、平成26年4月1日からの施行とします。